

## 別紙

## 類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 和 5 年 平 均	5 年 11 月 分	5 年 12 月 分
建 設 業		1		10.6	51	467	371	393	397	
	総 合 工 事 業	2		9.0	46	411	305	323	324	
		3	鉄骨鉄筋コンクリート造建築物、鉄筋コンクリート造建築物、無筋コンクリート造建築物及び鉄骨造建築物等の完成を請け負うもの	11.1	73	458	368	376	373	
		4	総合工事業のうち、3に該当するもの以外のもの	8.4	39	398	288	309	311	
	職 別 工 事 業	5	下請として工事現場において建築物又は土木施設等の工事目的物の一部を構成するための建設工事を行うもの	13.0	50	540	447	449	452	
	設 備 工 事 業	6		13.6	63	578	498	535	544	
		7	一般電気工事業及び電気配線工事業を営むもの	9.0	39	589	340	373	388	
		8	電気通信工事業、有線テレビジョン放送設備設置工事業及び信号装置工事業を営むもの	6.8	30	248	270	287	286	
		9	設備工事業のうち、7及び8に該当するもの以外のもの	18.2	86	658	651	696	704	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和5年分のものとは異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				6 年														
				1 月 分														
建 設 業			1	422 352	436 357	455 362	454 367											
	総 合 工 事 業		2	343 290	347 293	357 297	353 300											
	建築工事業(木造建築工事業を除く)		3	395 358	402 360	409 363	411 365											
	その他の総合工事業		4	329 272	332 276	344 280	338 283											
	職 別 工 事 業		5	483 440	486 442	494 444	489 447											
	設 備 工 事 業		6	584 467	622 475	663 485	671 495											
	電 気 工 事 業		7	416 322	442 328	461 334	477 342											
	電気通信・信号装置工事業		8	296 267	298 268	311 269	312 271											
	その他の設備工事業		9	757 605	812 617	874 630	879 644											

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 5 平	和 年 均	5 年 11 月 分	5 年 12 月 分
<b>製 造 業</b>							10	<b>7.8</b>	<b>40</b>	<b>377</b>	<b>400</b>
食 料 品 製 造 業			11	7.6	33	426	611	650	645		
畜産食料品製造業			12	8.0	34	351	458	460	453		
パン・菓子製造業			13	8.2	42	623	1,501	1,578	1,563		
その他の食料品製造業			14	7.4	31	401	444	485	482		
飲料・たばこ・飼料製造業			15	6.9	26	343	400	436	437		
織 維 工 業			16	5.4	30	327	309	340	340		
パルプ・紙・紙加工品製造業			17	4.1	21	303	166	178	181		
印 刷 ・ 同 関 連 業			18	4.7	28	327	217	222	226		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているもので、標本会社が令和5年分のものとは異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				6 年											
				1 月 分											
<b>製 造 業</b>			10	<b>445</b> <b>382</b>	<b>462</b> <b>386</b>	<b>476</b> <b>391</b>	<b>469</b> <b>396</b>								
食 料 品 製 造 業			11	656 585	670 590	674 595	659 600								
畜産食料品製造業			12	463 449	468 450	471 451	472 453								
パン・菓子製造業			13	1,544 1,419	1,570 1,432	1,591 1,444	1,506 1,453								
その他の食料品製造業			14	500 426	513 431	514 435	512 440								
飲料・たばこ・飼料製造業			15	466 387	471 391	452 395	448 399								
織 維 工 業			16	365 295	364 298	377 302	367 306								
パルプ・紙・紙加工品製造業			17	191 159	195 160	201 162	202 164								
印 刷 ・ 同 関 連 業			18	234 210	240 211	242 213	244 215								

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産価 額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 5 平	和 年 均	5 年 11月分	5 年 12月分
<b>(製造業)</b>											
化学工業		19		9.9	40	408	471	483	485		
	有機化学工業製品製造業	20	工業原料として用いられる有機化学工業製品の製造を行うもの	8.5	40	348	382	404	405		
	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	21	脂肪酸・硬化油・グリセリン、石けん・合成洗剤、界面活性剤、塗料、印刷インキ、洗浄剤・磨用剤及びろうそくの製造を行うもの	5.2	22	331	220	234	236		
	医薬品製造業	22	医薬品原薬、医薬品製剤、生物学的製剤、生薬・漢方製剤及び動物用医薬品の製造を行うもの	16.8	66	603	836	860	873		
	その他の化学工業	23	化学工業のうち、20から22に該当するもの以外のもの	8.5	34	358	402	406	403		
プラスチック製品製造業		24	プラスチックを用い、押出成形機、射出成形機等の各種成形機により成形された押出成形品、射出成形品等の成形製品の製造を行うもの及び同製品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工等の加工を行うもの並びにプラスチックを用いて成形のために配合、混和を行うもの及び再生プラスチックの製造を行うもの	5.7	28	307	217	228	225		
ゴム製品製造業		25	天然ゴム類、合成ゴムなどから作られたゴム製品、すなわち、タイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴム引布、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品、更生タイヤ、再生ゴム、その他のゴム製品の製造を行うもの	15.1	61	587	484	529	536		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和5年分のものと異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				6 年														
				1 月 分														
<b>(製造業)</b>																		
化 学 工 業		19	499 467	501 468	511 470	497 472												
有機化学工業製品製造業		20	423 369	437 371	461 375	458 379												
油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業		21	243 210	255 212	261 215	256 218												
医薬品製造業		22	892 837	883 840	893 842	859 843												
その他の化学工業		23	416 399	416 399	425 400	415 401												
プラスチック製品製造業		24	236 208	238 210	243 212	242 214												
ゴム製品製造業		25	570 438	592 448	606 459	615 471												

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目			番号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産価 額〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類	小 分 類						令 5 平	和 年 均	5 年 11月分	5 年 12月分
<b>(製造業)</b>											
窯業・土石製品製造業			26		7.5	39	341	323	336	338	
セメント・同製品製造業			27	セメント、生コンクリート及びコンクリート製品等の製造を行うもの	4.1	23	242	185	199	208	
その他の窯業・土石製品製造業			28	窯業・土石製品製造業のうち、27に該当するもの以外のもの	9.2	47	390	390	403	401	
鉄 鋼 業			29	鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼の製造を行うもの並びに鉄及び鋼の鋳造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材等の製造を行うもの	6.5	51	413	264	296	295	
非 鉄 金 属 製 造 業			30	鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行うもの、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行うもの並びに非鉄金属の鋳造、鍛造、その他の基礎製品の製造を行うもの	6.1	37	327	257	256	248	
金 属 製 品 製 造 業			31		5.9	32	367	229	236	237	
建設用・建築用金属製品製造業			32	鉄骨、建設用金属製品、金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅及び建築用金属製品の製造を行うもの並びに製缶板金業を営むもの	4.7	35	331	208	211	213	
その他の金属製品製造業			33	金属製品製造業のうち、32に該当するもの以外のもの	6.4	30	383	238	247	247	
はん用機械器具製造業			34	はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取付けをすることで用いられる機械器具の製造を行うもの。例えば、ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置の製造など	8.4	48	408	368	394	402	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和5年分のものとは異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				6 年														
				1 月 分														
<b>(製 造 業)</b>																		
窯業・土石製品製造業		26	354 303	377 307	391 312	388 317												
セメント・同製品製造業		27	225 173	237 176	237 180	236 184												
その他の窯業・土石製品製造業		28	416 366	444 370	465 376	461 382												
鉄 鋼 業		29	312 240	328 245	336 251	330 257												
非鉄金属製造業		30	258 250	261 251	263 252	270 253												
金属製品製造業		31	249 221	259 222	267 225	273 227												
建設用・建築用金属製品製造業		32	233 205	241 206	247 207	248 208												
その他の金属製品製造業		33	257 228	267 230	276 233	284 235												
はん用機械器具製造業		34	418 346	437 351	460 357	460 364												



類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 5 平	和 年 均	5 年 11 月 分	5 年 12 月 分
<b>(製造業)</b>											
生産用機械器具製造業		35		8.2	47	319	462	496	512		
	金属加工機械製造業	36	金属工作機械、金属加工機械、金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品（金型を除く）及び機械工具（粉末や金業を除く）の製造を行うもの	6.0	33	301	278	285	281		
	その他の生産用機械器具製造業	37	生産用機械器具製造業のうち、36に該当するもの以外のもの	8.8	51	324	513	554	575		
業務用機械器具製造業		38	業務用及びサービスの生産に供される機械器具の製造を行うもの	8.9	49	373	536	566	591		
電子部品・デバイス・電子回路製造業		39		6.7	46	319	417	443	450		
	電子部品製造業	40	抵抗器、コンデンサ、変成器及び複合部品の製造、音響部品、磁気ヘッド及び小形モータの製造並びにコネクタ、スイッチ及びリレーの製造を行うもの	7.2	45	362	414	458	471		
	電子回路製造業	41	電子回路基板及び電子回路実装基板の製造を行うもの	2.4	23	157	177	201	205		
	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	42	電子部品・デバイス・電子回路製造業のうち、40及び41に該当するもの以外のもの	7.8	55	345	499	514	518		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和5年分のものとは異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				6 年														
				1 月 分														
<b>(製 造 業)</b>																		
生産用機械器具製造業		35	546 436	590 444	634 453	640 463												
金属加工機械製造業		36	294 273	293 273	303 274	304 275												
その他の生産用機械器具製造業		37	615 481	671 490	725 502	732 514												
業務用機械器具製造業		38	649 490	708 501	723 514	678 525												
電子部品・デバイス・電子回路製造業		39	472 398	488 402	490 407	475 412												
電子部品製造業		40	497 398	520 404	513 411	505 417												
電子回路製造業		41	214 165	221 168	219 170	219 173												
その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		42	542 476	556 480	564 484	541 488												

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産価 額〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 和 5 年 平 均	5 年 11 月 分	5 年 12 月 分
<b>(製造業)</b>										
電気機械器具製造業		43		7.8	50	446	567	581	564	
	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	44	発電機・電動機・その他の回転電気機械、変圧器類（電子機器用を除く）、電力開閉装置、配電盤・電力制御装置及び配線器具・配線附属品の製造を行うもの	13.9	67	854	636	758	740	
	電気計測器製造業	45	電気計測器、工業計器及び医療用計測器の製造を行うもの	5.9	30	219	344	359	361	
	その他の電気機械器具製造業	46	電気機械器具製造業のうち、44及び45に該当するもの以外のもの	6.3	54	402	661	630	603	
情報通信機械器具製造業		47	通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具並びに電子計算機及び附属装置の製造を行うもの	8.8	40	411	352	371	371	
輸送用機械器具製造業		48		7.2	36	418	274	302	292	
	自動車・同附属品製造業	49	自動車（二輪自動車を含む）、自動車車体・附属車及び自動車部分品・附属品の製造を行うもの	7.6	35	429	246	271	260	
	その他の輸送用機械器具製造業	50	輸送用機械器具製造業のうち、49に該当するもの以外のもの	5.3	38	372	394	435	432	
その他の製造業		51	製造業のうち、11から50に該当するもの以外のもの	8.5	41	364	397	412	414	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和5年分のものとは異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				6 年											
				1 月 分											
<b>(製造業)</b>															
電気機械器具製造業		43	601 551	630 557	635 563	618 567									
発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		44	839 567	993 589	971 609	891 627									
電気計測器製造業		45	393 326	400 330	434 336	425 341									
その他の電気機械器具製造業		46	617 669	608 669	606 669	613 667									
情報通信機械器具製造業		47	386 347	395 349	414 352	416 354									
輸送用機械器具製造業		48	310 260	328 263	344 267	343 272									
自動車・同附属品製造業		49	277 231	295 234	307 238	307 242									
その他の輸送用機械器具製造業		50	453 388	474 390	506 395	502 400									
その他の製造業		51	435 376	444 380	463 385	459 390									

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 5 平	和 年 均	5 年 11 月 分	5 年 12 月 分
電気・ガス・熱供給・水道業		52		6.8	43	404	650	470	454		
情報通信業		53		8.6	50	285	721	715	715		
情報サービス業		54		9.6	56	291	792	803	800		
ソフトウェア業		55	受託開発ソフトウェア業、組み込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業及びゲームソフトウェア業を営むもの	9.7	56	284	825	844	845		
情報処理・提供サービス業		56	受託計算サービス業、計算センター、タイムシェアリングサービス業、マシンタイムサービス業、データエントリー業、パンチサービス業、データベースサービス業、市場調査業及び世論調査業を営むもの	8.8	48	246	679	662	640		
インターネット附随サービス業		57	インターネットを通じて、情報の提供や、サーバ等の機能を利用させるサービスを提供するもの、音楽、映像等を配信する事業を行うもの及びインターネットを利用する上で必要なサポートサービスを提供するもの	6.7	37	207	618	577	576		
映像・音声・文字情報制作業		58	映画、ビデオ又はテレビジョン番組の制作・配給を行うもの、レコード又はラジオ番組の制作を行うもの、新聞の発行又は書籍、定期刊行物等の出版を行うもの並びにこれらに附随するサービスの提供を行うもの	4.3	41	286	506	531	585		
その他の情報通信業		59	情報通信業のうち、54から58に該当するものの以外のもの	11.6	61	612	696	663	652		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和5年分のものとは異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				6 年														
				1 月 分														
電気・ガス・熱供給・水道業			52	478 569	488 571	553 575	526 580											
情報通信業			53	742 706	756 710	776 714	736 716											
情報サービス業			54	821 765	836 771	853 777	810 780											
ソフトウェア業			55	863 788	881 796	902 804	857 809											
情報処理・提供サービス業			56	673 682	683 682	681 680	645 677											
インターネット附随サービス業			57	612 629	630 629	668 630	627 627											
映像・音声・文字情報制作業			58	621 500	611 506	577 511	534 513											
その他の情報通信業			59	688 677	695 680	706 683	693 684											

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産価 額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 5 平	和 年 均	5 年 11月分	5 年 12月分
<b>運輸業, 郵便業</b>		60		7.7	62	465	305	322	331		
道路貨物運送業		61	自動車等により貨物の運送を行うもの	6.3	48	411	291	308	313		
水 運 業		62	海洋、沿海、港湾、河川、湖沼において船舶により旅客又は貨物の運送を行うもの (港湾において、はしけによって貨物の運送を行うものを除く)	19.9	166	576	335	358	387		
運輸に附帯するサービス業		63	港湾運送業、貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)、運送代理店、こん包業及び運輸施設提供業等を営むもの	5.6	44	488	262	267	276		
その他の運輸業, 郵便業		64	運輸業, 郵便業のうち、61から63に該当するもの以外のもの	5.1	43	449	345	368	373		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和5年分のものとは異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				6 年											
				1 月 分											
<b>運輸業, 郵便業</b>			60	<b>352 292</b>	<b>355 296</b>	<b>359 299</b>	<b>358 303</b>								
道路貨物運送業			61	333 276	329 279	341 283	359 287								
水 運 業			62	445 328	448 334	437 339	410 343								
運輸に附帯するサービス業			63	287 251	293 253	294 256	293 258								
その他の運輸業, 郵便業			64	387 329	394 333	396 337	391 341								



類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)					
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 5 平	和 年 均	5 年 11 月 分	5 年 12 月 分	
<b>卸 売 業</b>							65				<b>9.1</b>	<b>57</b>
各種商品卸売業			66	各種商品の仕入卸売を行うもの。例えば、総合商社、貿易商社など	15.5	92	535	494	560	546		
繊維・衣服等卸売業			67	繊維品及び衣服・身の回り品の仕入卸売を行うもの	6.9	26	518	247	270	274		
飲 食 料 品 卸 売 業			68		4.8	40	333	353	407	405		
農畜産物・水産物卸売業			69	米麦、雑穀・豆類、野菜、果実、食肉及び生鮮魚介等の卸売を行うもの	3.0	28	263	196	208	209		
食料・飲料卸売業			70	砂糖・味そ・しょう油、酒類、乾物、菓子・パン類、飲料、茶類及び牛乳・乳製品等の卸売を行うもの	6.5	52	400	502	596	591		
建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業			71		10.9	70	536	377	393	408		
化学製品卸売業			72	塗料、プラスチック及びその他の化学製品の卸売を行うもの	14.1	78	665	459	470	486		
その他の建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業			73	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業のうち、72に該当するもの以外のもの	10.2	68	507	358	375	391		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和5年分のものとは異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				6 年											
				1 月 分											
卸 売 業			65	448 376	461 381	479 387	470 392								
	各種商品卸売業		66	601 433	640 446	691 460	709 475								
	繊維・衣服等卸売業		67	285 235	297 238	301 241	311 245								
	飲食品卸売業		68	416 338	415 342	419 346	413 351								
	農畜産物・水産物卸売業		69	213 188	213 190	213 192	212 194								
	食料・飲料卸売業		70	609 480	607 487	616 493	603 500								
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		71	443 359	469 364	504 371	474 377								
	化学製品卸売業		72	522 435	541 440	549 446	567 454								
	その他の建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業		73	425 342	453 347	493 354	453 360								

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔 配当 金額〕	C 〔 利益 金額〕	D 〔 簿価 純資 産価 額〕	A (株価)		
大 分 類	小 分 類						令 和 5 年 平 均	5 年 11 月 分	5 年 12 月 分
中 分 類									
<b>(卸売業)</b>									
機械器具卸売業		74		10.8	64	473	458	475	481
	産業機械器具卸売業	75	農業用機械器具、建設機械・鉱山機械、金属加工機械及び事務用機械器具等の卸売を行うもの	8.6	56	464	447	474	482
	電気機械器具卸売業	76		12.0	69	481	472	473	475
	その他の機械器具卸売業	77	機械器具卸売業のうち、75及び76に該当するもの以外のもの	12.1	67	470	446	478	492
その他の卸売業		78	卸売業のうち、66から77に該当するもの以外のもの	7.0	48	342	370	374	373

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているもので、標本会社が令和5年分のものと異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				6 年														
				1 月 分														
<b>(卸売業)</b>																		
機 械 器 具 卸 売 業		74	508 430	526 435	547 442	539 448												
産業機械器具卸売業		75	516 424	534 430	566 437	571 445												
電気機械器具卸売業		76	498 434	512 439	528 446	510 452												
その他の機械器具卸売業		77	518 430	540 435	555 441	543 446												
そ の 他 の 卸 売 業		78	382 349	380 352	380 355	382 358												

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産価 額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 5 平	和 年 均	5 年 11月分	5 年 12月分
小 売 業		79		6.8	43	310	456	469	477		
各種商品小売業		80	百貨店、デパートメントストア、総合スーパーなど、衣・食・住にわたる各種の商品の小売を行うもの	3.5	26	288	280	284	283		
織物・衣服・身の回り品小売業		81	呉服、服地、衣服、靴、帽子、洋品雑貨及び小間物等の商品の小売を行うもの	9.5	66	351	738	736	759		
飲 食 料 品 小 売 業		82		5.5	33	286	355	374	379		
機 械 器 具 小 売 業		83	自動車、自転車、電気機械器具など（それぞれの中古品を含む）及びその部分品、附属品の小売を行うもの	8.5	54	337	339	337	336		
そ の 他 の 小 売 業		84		7.5	45	345	540	577	595		
医薬品・化粧品小売業		85	医薬品小売業、調剤薬局及び化粧品小売業等を営むもの	7.6	58	395	756	814	836		
そ の 他 の 小 売 業		86	小売業（無店舗小売業を除く）のうち、80から83及び85に該当するもの以外のもの	7.5	40	329	458	484	500		
無 店 舗 小 売 業		87	店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売するもの、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をするもの、自動販売機によって物品を販売するもの及びその他の店舗を持たないで小売を行うもの	4.0	30	191	356	336	326		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和5年分のものと異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				6 年														
				1 月 分														
<b>小 売 業</b>			79	<b>486</b> <b>439</b>	<b>490</b> <b>442</b>	<b>505</b> <b>446</b>	<b>495</b> <b>450</b>											
各種商品小売業			80	289 269	295 271	297 273	305 275											
織物・衣服・身の回り品小売業			81	739 688	743 695	763 702	731 707											
飲食料品小売業			82	408 344	427 348	440 353	437 357											
機械器具小売業			83	348 336	348 337	354 339	360 341											
その他の小売業			84	602 522	601 526	625 531	610 536											
医薬品・化粧品小売業			85	830 736	815 740	838 745	796 750											
その他の小売業			86	514 441	516 444	540 448	536 454											
無店舗小売業			87	334 345	335 345	344 346	329 345											

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 5 平	和 年 均	5 年 11月分	5 年 12月分
<b>金融業, 保険業</b>		88		5.7	35	266	266	289	289		
銀行業		89		2.7	18	247	92	105	103		
金融商品取引業, 商品先物取引業		90	金融商品取引業、商品先物取引業及び商品投資顧問業等を営むもの（金融商品取引所及び商品取引所を除く）	7.5	59	292	312	345	351		
その他の金融業, 保険業		91	金融業、保険業のうち、89及び90に該当するもの以外のもの	10.3	50	283	585	616	618		
<b>不動産業, 物品賃貸業</b>		92		7.5	48	314	363	379	389		
不動産取引業		93	不動産の売買、交換又は不動産の売買、貸借、交換の代理若しくは仲介を行うもの	6.5	47	262	265	280	275		
不動産賃貸業・管理業		94	不動産の賃貸又は管理を行うもの	8.0	42	331	455	471	491		
物品賃貸業		95	産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品及び映画・演劇用品等の物品の賃貸を行うもの	10.4	65	422	519	532	558		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和5年分のものとは異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				6 年														
				1 月 分														
<b>金融業，保険業</b>			88	<b>304 249</b>	<b>319 253</b>	<b>341 258</b>	<b>338 263</b>											
銀 行 業			89	106 83	109 85	120 87	119 89											
金融商品取引業，商品先物取引業			90	380 291	398 297	424 304	426 311											
その他の金融業，保険業			91	645 556	681 563	722 572	711 581											
<b>不動産業，物品賃貸業</b>			92	<b>400 347</b>	<b>400 350</b>	<b>403 354</b>	<b>407 358</b>											
不 動 産 取 引 業			93	286 254	286 256	292 259	301 261											
不動産賃貸業・管理業			94	499 433	504 438	501 442	500 446											
物 品 賃 貸 業			95	573 492	564 496	557 501	551 505											



類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 5 平	和 年 均	5 年 11 月 分	5 年 12 月 分
<b>専門・技術サービス業</b>		96		<b>6.6</b>	<b>42</b>	<b>212</b>	<b>456</b>	<b>420</b>	<b>424</b>		
	専門サービス業	97	法務に関する事務、助言、相談、その他の法律サービス、財務及び会計に関する監査、調査、相談のサービス、税務に関する書類の作成、相談のサービス及び他に分類されない自由業的、専門的なサービスを提供するもの（純粋持株会社を除く）	10.8	52	227	805	725	737		
	広告業	98	依頼人のために広告に係る総合的なサービスを提供するもの及び広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告を行うもの	6.0	48	217	416	380	374		
<b>宿泊業、飲食サービス業</b>		99		<b>3.4</b>	<b>25</b>	<b>165</b>	<b>514</b>	<b>563</b>	<b>561</b>		
	飲食店	100		3.4	22	150	521	585	583		
	食堂，レストラン (専門料理店を除く)	101	主食となる各種の料理品をその場で提供するもの（専門料理店、そば・うどん店、すし店など特定の料理をその場で飲食させるものを除く）	1.1	14	80	290	317	330		
	専門料理店	102	日本料理店（そば・うどん店、すし店を除く）、料亭、中華料理店、ラーメン店及び焼肉店等を営むもの	5.0	28	174	664	750	747		
	その他の飲食店	103	飲食店のうち、101及び102に該当するもの以外のもの。例えば、そば・うどん店、すし店、酒場・ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店など	2.6	17	149	449	504	497		
	その他の宿泊業、飲食サービス業	104	宿泊業、飲食サービス業のうち、100から103に該当するもの以外のもの	3.5	36	223	490	482	479		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和5年分のものとは異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				6 年														
				1 月 分														
<b>専門・技術サービス業</b>			96	<b>441</b> <b>478</b>	<b>467</b> <b>476</b>	<b>479</b> <b>475</b>	<b>460</b> <b>471</b>											
専門サービス業			97	767 866	826 859	830 854	767 842											
広 告 業			98	374 438	387 435	399 432	393 428											
<b>宿泊業, 飲食サービス業</b>			99	<b>609</b> <b>476</b>	<b>614</b> <b>484</b>	<b>622</b> <b>493</b>	<b>623</b> <b>502</b>											
飲 食 店			100	639 477	642 487	651 497	654 508											
食 堂, レストラン (専門料理店を除く)			101	342 257	336 262	327 267	331 272											
専 門 料 理 店			102	840 601	846 616	863 631	876 647											
そ の 他 の 飲 食 店			103	529 424	533 430	539 436	531 443											
その他の宿泊業, 飲食 サービス業			104	498 471	513 474	516 478	508 481											

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 5 平	和 年 均	5 年 11月分	5 年 12月分
<b>生活関連サービス業, 娯楽業</b>		105		<b>6.7</b>	<b>46</b>	<b>303</b>	<b>904</b>	<b>871</b>	<b>876</b>		
	生活関連サービス業	106	個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービスを提供するもの及び個人を対象としてサービスを提供するもののうち他に分類されないもの。例えば、洗濯業、理容業、美容業及び浴場業並びに旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業など	4.5	36	227	434	427	428		
	娯 楽 業	107	映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供し、又は休養を与えるもの並びにこれに附帯するサービスを提供するもの	9.8	61	413	1,586	1,514	1,526		
<b>教育, 学習支援業</b>		108		<b>9.5</b>	<b>42</b>	<b>218</b>	<b>523</b>	<b>488</b>	<b>470</b>		
<b>医 療 , 福 祉</b>		109	保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供するもの（医療法人を除く）	<b>7.5</b>	<b>48</b>	<b>257</b>	<b>601</b>	<b>556</b>	<b>555</b>		
<b>サービス業(他に分類されないもの)</b>		110		<b>16.2</b>	<b>91</b>	<b>417</b>	<b>1,019</b>	<b>994</b>	<b>1,043</b>		
	職業紹介・労働者派遣業	111	労働者に職業をあっせんするもの及び労働者派遣業を営むもの	15.6	105	405	1,198	1,226	1,260		
	その他の事業サービス業	112	サービス業（他に分類されないもの）のうち、111に該当するもの以外のもの	16.6	82	425	894	833	891		
<b>そ の 他 の 産 業</b>		113	1 から112に該当するもの以外のもの	<b>8.0</b>	<b>46</b>	<b>348</b>	<b>473</b>	<b>482</b>	<b>487</b>		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和5年分のものとは異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				6 年											
				1 月 分											
生活関連サービス業, 娯楽業			105	926 881	925 884	927 888	932 891								
生活関連サービス業			106	442 419	440 421	438 423	442 425								
娯 楽 業			107	1,627 1,550	1,627 1,556	1,635 1,562	1,644 1,567								
教育, 学習支援業			108	473 529	468 527	477 525	456 522								
医 療 , 福 祉			109	562 608	568 605	563 604	544 601								
サービス業(他に分類されないもの)			110	1,087 1,037	1,098 1,037	1,109 1,039	1,095 1,040								
職業紹介・労働者派遣業			111	1,313 1,196	1,353 1,202	1,389 1,212	1,383 1,218								
その他の事業サービス業			112	930 926	921 923	915 920	895 916								
そ の 他 の 産 業			113	508 457	521 461	536 465	524 469								